

# 岡山県議会基本条例の構成及び概要

前文	
第1章 総則 目的(第1条)、基本理念(第2条)	
第2章 議会の役割及び運営 議会の役割(第3条)、議長の役割(第4条) 議会の運営原則(第5条)、質問等(第6条) 委員会(第7条)、専門的知見の活用(第8条) 定数及び選挙区(第9条)	第3章 議員の責務及び活動 議員の責務(第10条)、議員の活動(第11条) 議員の能力向上等(第12条)、政治倫理(第13条) 議員報酬(第14条)、政務活動費(第15条) 会派(第16条)、議員連盟(第17条)
第4章 議会と知事等との関係 知事との関係の基本原則(第18条) 監視及び評価(第19条)、政策の立案及び提言(第20条) 議会の資料要求等(第21条)、予算審査の充実(第22条)	第5章 議会の県民との関係 県民参加の推進(第23条) 会議等の公開等(第24条) 広報の充実(第25条)
第6章 議会の機能の強化 他の地方公共団体の議会との連携(第26条)、議会事務局(第27条)、議会図書室(第28条)	
第7章 議会改革の推進(第29条)	第8章 補則 他の条例等との関係(第30条)、条例の見直し(第31条)

## <前文及び各章の概要>

### ○前文

前文では、地方分権の進展など情勢の変化や、これまで本県議会が取り組んできた議会審議の充実の経過に触れながら、議会として県民の負託に応えていく決意等を示した。

### ○第1章

第1章では、二元代表制の下で、県民を代表する議事機関として県の最終的な意思決定を担う議会が、議会の役割や運営の原則、構成員である議員の責務、活動の方針などを、あらかじめ明示的に条例の形で県民に示していくという本条例の制定目的や、議会の有する基本的な理念について規定した。

### ○第2章

第2章では、「組織としての議会」を取り上げ、その役割を確認するとともに、第1章で規定した基本理念に沿った議会の運営を可能とするための運営原則や、一問一答の導入など本会議の審議の充実、委員会など主要な活動のルール、方針といったものを規定した。

### ○第3章

第3章では、議会の構成要素である「議員」を取り上げ、その責務を確認した上で、責務の遂行に当たっての具体的な活動内容とともに、能力向上や政治倫理といった責任について規定した。あわせて、こうした活動を踏まえた議員報酬設定の原則や政務活動費の交付について定めるとともに、会派及び議員連盟の役割を確認し、これらの活動原則について規定した。

### ○第4章

第4章では、議会活動の主要な相手方である「知事等」と「県民」のうち、「知事等」を取り上げ、議会と知事等との関係の基本原則について確認した上で、議会の主要な役割である「監視及び評価」や「政策の立案及び提言」の遂行に当たり、重視すべき点を定め、あわせて、役割の効果的な達成のための手段として「資料要求」と「予算審査」の体制について規定した。

### ○第5章

第5章では、議会のもう一方の活動の相手方である県民について取り上げ、「議会と県民との関係」の面から、県民の意思を把握するための「県民参加の推進」、意思決定過程をオープンにする「会議等の公開」、県民に議会活動を積極的に伝える「広報」について、取組の方針等を規定した。

### ○第6章

第6章では、議会の役割遂行を支える基盤機能の強化として、他の地方議会との連携や、議会事務局及び議会図書室の充実について規定した。

### ○第7章

第7章では、議会改革の継続的な取組について規定した。

### ○第8章

第8章では、補則として、本条例と他の条例等との関係や、本条例の見直しについて規定した。